

第 8 0 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成 1 2 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前					
別表第5 建設部関係 (第2条関係)					別表第5 建設部関係 (第2条関係)					
事務	手数料				事務	手数料				
	名称	金額				名称	金額			
(略)					(略)					
26	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項(第8条第2項の規定により準用する場合を含む。)に規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請(同法第9条第1項又は第3項に規定する申請を除く。)に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の新築に係るもの	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を  住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条	(略)	26	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項(第8条第2項の規定により準用する場合を含む。)に規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請(同法第9条第1項に規定する申請を除く。)に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の新築に係るもの	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合すると住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条

第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）が確認した場合

第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）が認めた場合

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以	1戸建て住宅	1戸につき22,500円
	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの 1戸につき、63,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除し



		る法律 第2条 第4項 に規定 する長 期使用 構造等 である 旨を				る法律 第6条 第1項 各号（ 第3号 を除く 。）に 掲げる 基準に 適合す ると登 録住宅 性能評 価機関 が認め た場 合	
		——登 録住宅 性能評 価機関 が確認 した場 合				その他 の場合	(略)
		その他 の場合	(略)			その他 の場合	(略)
長期優 良住宅 建築等 計画変 更認定 申請手 数料	住宅の 新築に ついて 長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する法律 第5条 第1項 に規定	長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する法律 第2条 第4項 に規定 する長 期使用 構造等	(略)		長期優 良住宅 建築等 計画変 更認定 申請手 数料	住宅の 新築に ついて 長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する法律 第6条 第1項 各号（ 第3号 を除く 。）に	(略)

する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請

である旨を\_\_\_\_登録住宅性能評価機関が確認した場合

する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第9条第1項\_\_\_\_の規定によるもの以外の変更の認定の申請

掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機関が認めた場合

設計住宅性能評価書が添付されている場合	1戸建て住宅	1戸につき8,200円
	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のものについて同時に申請が行われる住戸の

									数で除して得た額
									1棟の総戸数が6以上10以下のもの
									1戸につき、46,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
									1棟の総戸数が11以上のもの
									1戸につき、87,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
			その他の場合	(略)			その他の場合	(略)	
		住宅の増築又は改築について	長期優良住宅の普及の促進	(略)			住宅の増築又は改築について	長期優良住宅の普及の促進	(略)

		て長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請	に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を _____ 登録住宅性能評価機関が確認した場合	
			その他の場合	(略)
(略)				

備考 (略)

		て長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第9条第1項	に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機関が認めた場合	
		_____ の規定によるもの以外の変更の認定の申請	その他の場合	(略)
(略)				

備考 (略)

## 附 則

この条例は、令和４年２月２０日から施行する。

---

## 理 由

この案を提出するのは、住宅の品質確保の促進等に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の区分を見直すとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。